

4 学校の設置及び統廃合

地域社会における過疎、過密化の進行と急速な交通事情の整備・改善等、教育諸条件が整備されるにともない、学校規模の適正化を図るため計画的に統廃合が進められた。

また、幼児教育の重要性にかんがみ、これの充実振興を計画的に推進した結果、公立幼稚園が増加した。

(1) 公立小・中学校の設置、廃止

廃止	設置
霊山町立上小国小学校	霊山町立小国小学校
霊山町立下小国小学校	
浪江町立津島小学校	浪江町立津島小学校
浪江町立津島第二小学校	津島分室
棚倉町立高野小学校	〃
瀬々野分校	津島第二分室
いわき市立樋売小学校	
志田名分校	
柳津町立柳津小学校	
大柳分校	
柳津町立西山小学校	
高森分校	
梁川町立粟野中学校	
船引町立船引南中学校	船引町立船引南中学校
〃	
芦沢分室	
西会津町立黒沢中学校	
鹿島町立鹿島中学校	鹿島町立鹿島中学校
鹿島町立上真野中学校	

(2) 新設公立幼稚園

新設幼稚園	所在地	学級数
川俣町立川俣南幼稚園	川俣町字仲ノ内	4

5 学校防災

学校火災は公有財産を焼失するばかりでなく、児童生徒の学習の場を失うことになり、加えて精神的な打撃を与え、学校教育の質的低下をまねき、教育行政を停滞させるなど、社会におよぼす物心両面の影響はまことに大きい。

昭和57年度においては、体育館の内部を全焼する火災が発生したほか、ぼやが3件発生したことは、まことに残念なことであった。ぼやについては、早期発見、初期消火により大事に至らなかったことは、不幸中の幸いであったが、学校の実態に即した防火体制を再検討し、施設管理の強化を図る必要がある。

本年度の学校防火対策は次のとおりである。

学校防火査察の実施と指導

(1) 県教育委員会の実施事項

- ① 学校が行う学校防火診断の実施の徹底と指導をする。
- ② 無人化校をなくすよう宿日直代行員の設置促進、または、防火対策の強化を指導する。
- ③ 木造校舎のうち、小学校17校、中学校8校、計25校及び耐火構造校舎のうち、小学校8校、中学校14校、計22校を対象として、県教育庁義務教育課管理主事、消防署員が中心となって学校防火査察を行い、代行員の設置、査察結果の改善事項について市町村に要請する。
- ④ 防火に関する広報活動を強化し、防火思想の高揚を図る。

学校防火診断の実施

(1) 学校防火診断実施のねらい

各学校ごとに防火に関する自己診断を行い、問題点の発見に努めるとともに、これが対策を講ずることによって平常の防火管理の強化を図り、学校火災発生の際の絶無を期す。学校防火のための年間における定期診断は、5月1日、12月1日とする。

昭和57年度公立小中学校防火診断査察結果について

(1) 防火体制について

- ① 児童生徒の防火意識を高めるための方法を工夫し、全員が協力して防火に努める体制を確立すること。
- ② 防火に対する組織及び点検や訓練の方法・内容が形式的にならないように絶えず反省と改善を加えること。
- ③ 避難訓練については、誘導方法、誘導標示等について吟味するとともに、経路に障害となる物が置かれていないか確めること。
- ④ 防火診断にあたっては、それぞれの学校の実情に即し診断項目を設定して実施すること。
- ⑤ 無人化校にあたっては、非常事態の発生に備え、近隣の住民を含む関係機関との連携を密にしておくこと。
- ⑥ 幼稚園、公民館、集会所等が併置されている学校においては、相互の連携体制を確立しておくこと。
- ⑦ 校地校舎の貸与にあたっては、使用規定、貸与条件等について事前に責任者に徹底させておくこと。

(2) 宿日直（警備、代行）員の勤務状況について

- ① 代行員（警備員）の勤務内容を明確にし、緊急時の連絡、処置等についても指導すること。
- ② 諸帳簿の点検はよくなされているが、形式的な記録にならないように指導すること。
- ③ 警備会社との連絡を密にして緊急時の通報に万全を期すること。また、巡回の際の指摘事項については、必要に応じて係等に適切な指示をすること。
- ④ 代行員（警備員）室で使用する暖房器具の管理に留意すること。

(3) 火気関係設備及び取扱い状況について

- ① 燃料貯蔵庫については、次の点に注意すること。
 - ア 貯蔵庫外に消火器を常備しているか。また、その位置は適切か。
 - イ 排気孔、ためますを設置しているか。
 - ウ 貯蔵量、種類等を明示しているか。
 - エ 物置兼用にしていないか。また、施錠は完全か。
- ② 焼却炉の管理については、次の点に注意すること。
 - ア 焼却炉使用規定が作成されているか。